尾張北部圏域保健医療計画の修正点について

資料３

○「がん対策」の部分に係る修正

今後の方策に「女性が検診や治療を受けやすい環境づくりを進めていきます」と「就労等の社会生活を継続しながら外来でがん治療や緩和ケアを受けられる体制づくりを進めていきます」の２点を追加

理由
県からの指示によるもので、昨年度策定されました愛知県がん対策推進条例や今年度見直しを行った愛知県がん対策推進計画（第２期）に愛知県の特色として掲げた方策を進めているため。

○「歯科保健医療対策」の部分に係る修正

現状の欄の上から二つ目の○と三つ目の○。数値の表記を追記。

○「災害医療対策」の部分に係る修正

現状の６つ目に地域医療再生基金を活用して災害拠点病院の機能強化を図ることを記載。

理由
平成 26 年度から地域医療再生基金に災害医療が組み込まれたことによる。

○「小児医療対策」の部分に係る修正

今後の方策に、今後、春日井のコロニーが、県内の発達障害医療の拠点施設として療育総合医療総合センターとして建て替えを行うことになり、平成２５年９月議会で建築費の補正予算計上が確定したため、記載。

○「在宅医療対策」の部分に係る修正

地域医療再生計画の中で、在宅医療の推進を進めることとしており、既に平成 26 年１月から尾北医師会が在宅医療連携拠点推進事業を手掛けているため、記載。

平成 25 年度第１回目の医療審議会において、委員より　２　在宅医療提供状況の現状及び課題欄に、尾張北部圏域も訪問看護ステーションの設置状況について掲載した方がよいとの発言があったことにより追記。

○「高齢者保健医療福祉対策」の部分に係る修正

表９－２について、全県で出典及び年度の統一。表９－３について出典を修正。

○「薬局の機能強化等推進対策」の部分に係る修正

現状及び課題の欄の三つ目の○の「許可件数」という表現を「免許件数」に、「許可を取得し」という表現を「免許を取得し」という表現に修正。